

◎財務書類について

1. 公会計制度について

地方自治法に基づく現行の公会計制度、いわゆる官庁会計は、議会において承認を得た予算が適正、確実に執行されたかどうかを示すことを重視する観点から、現金主義、単式簿記により、現金の移動を記録することとしています。

このため、官庁会計では現金の収支状況についてわかりやすく示されている反面、資産や負債といったストックや減価償却費などを含めたフルコストでの財務情報がすぐには分かりにくいといったことがあります。

そこで、総務省は平成 26 年度に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」の通知により、原則として平成 29 年度までに財務書類（①、②、③及び④）を整備（平成 28 年度決算分を作成）するよう要請してきました。

これを受けて、本組合では、平成 28 年度決算より決算書等これまでの資料に加えて、財務書類を作成しています。

2. 財務書類について

財務書類とは、次の書類にて構成されています。

「①貸借対照表」（略称：B S -Balance Sheet） 【様式第 1 号】

・年度末における資産や負債等の状況を表したものの

「②行政コスト計算書」（略称：P L -Profit and Loss statement） 【様式第 2 号】

・1 会計期間中の行政活動における収益や費用の状況を表したものの

「③純資産変動計算書」（略称：N W -Net Worth statement） 【様式第 3 号】

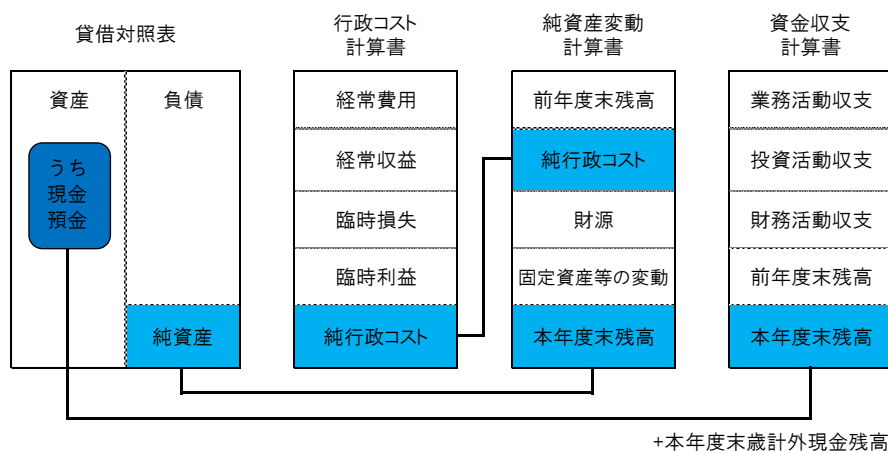
・一会計期間中の貸借対照表の純資産の部分について変動の状況を表したものの

「④資金収支計算書」（略称：C F -Cash Flow statement） 【様式第 4 号】

・一会計期間中の資金の流れを業務活動、投資活動、財務活動の性質別に示したものの

そのほか、会計方針などを記載した「注記」、財務書類の内容を補足する「附属明細書」があります。

3. 財務書類の関連性（総務省「統一的な地方公会計マニュアル」より）



- ・ 貸借対照表の「現金、預金」は、資金収支計算書の本年度末残高に歳計外現金残高を加えたものに対応している
- ・ 貸借対照表の「純資産」は、純資産変動計算書の本年度末残高に対応している
- ・ 行政コスト計算書の「純行政コスト」は、その金額が純資産変動計算書に記載される